

2. 民事事件

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政事件及び仲裁事件		着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5% + 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3% + 69万円 3億円以上の場合 2% + 369万円	※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※着手金の最低額は10万円。
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10% + 18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6% + 138万円 3億円以上の場合 4% + 738万円	
2 調停及び示談交渉事件		着手金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。	※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1の額の2分の1。 ※着手金の最低額は10万円。
		報酬金		
3 契約締結交渉		着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1% + 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5% + 18万円 3億円以上の場合 0.3% + 78万円	※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※着手金の最低額は10万円。
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2% + 6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1% + 36万円 3億円以上の場合 0.6% + 156万円	
4 保全命令申立事件等		着手金	1の着手金の額の2分の1。 審尋または口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 ※着手金の最低額は10万円。
		報酬金	事件が重大または複雑なとき：1の報酬金の額の4分の1。 審尋または口頭弁論を経たとき：1の報酬金の額の3分の1。 本案の目的を達したとき：1の報酬金に準じて受けることができる。	
5 民事執行事件	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1。	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。 ※着手金の最低額は5万円。
		報酬金	1の報酬金の額の4分の1。	
	執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1。	
		報酬金	事件が重大または複雑なとき：1の報酬金の額の4分の1。	
6 破産・会社整理・特別清算、会社更生・民事再生の申立事件		着手金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模、事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 50万円以上 (2)非事業者の自己破産 20万円以上 (3)自己破産以外の破産 50万円以上 (4)会社整理 100万円以上 (5)特別清算 100万円以上 (6)会社更生 200万円以上 (7)事業者の民事再生 100万円以上 (8)非事業者の民事再生 30万円以上 (9)小規模個人再生・給与 20万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

		所得者等再生自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみ受任した場合は(2)の2分の1。 民事再生法235条の免責申立事件（免責異議申立事件を含む）は(8)(9)の2分の1。
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を、考慮して算定する）。ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。 前記(7)(8)(9)の民事再生事件は手続開始決定後手続終了まで執務の対価として月額で定める弁護士報酬を受けることができる。 民事再生事件の報酬金は、1に準ずる（具体的算定にあたっては既に受領している月額の定める弁護士報酬の額を考慮する）。ただし、再生計画認可決定を受けたときに限る。